2026年度 第1回神戸市における災害時要援護者支援のあり方検討会 議事要旨

1.日 時 ： 2026年8月14日（金） 午前9時30分～午前11時30分
2.場 所 ： 神戸市役所4号館1階 本部員会議室
3.議 題
（1）昨年度からの経緯と今年度の検討事項について （資料2）
（2）避難行動要支援者名簿への追加登録の仕組み （資料3）
（3）地域への要援護者台帳提供に係る運用の見直し （資料4）

4.意見概要
〇避難行動要支援者名簿への追加登録の仕組みについて
（対象者）
・ 追加登録制度は必要であるが、実効性の確保の観点から、支援の優先順位等も検討する必要がある。
・ 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児等について支援の必要性がある。
・ 地域のみで支援の必要性を判断することは困難であり、行政による一定の整理が必要である。
（申請方法・申請項目）
・ 電子申請だけでなく、高齢者や障害者にも利用しやすい申請方法が必要である。
・ 申請結果を本人へ通知する仕組みが必要である。
・ 申請理由は自由記載だけでなく、チェック方式の活用が望ましい。
・ 追加登録が必要とされる事由について、医療的配慮の内容や、認知機能の低下により避難行動が困難な場合の項目を設けるべき。
（代理申請）
・ 安易な申請増加を防ぐためにも、代理申請者の範囲を明確化する必要がある。
・ 代理申請者は、申請項目が詳細となることを考慮し、家族や成年後見人等に限定すべきであるが、遠方に住む家族が本人の状況を十分に把握しないまま申請する懸念がある。
・ 民生委員、ケアマネジャー、相談支援専門員等の日常的な支援者の意見も反映できる仕組みも必要。
（周知・広報）
・ 日頃から信頼関係のある支援者からの説明の方が本人に受け入れられやすいため、ケアマネジャーや相談支援専門員、福祉事業所等を通じた周知が効果的である。
・ 口コミや声掛け、掲示板の活用のほか、行政からの通知文書等、本人やケアマネジャーが必ず確認する書類へ案内を同封することも有効と考えられる。
・ 高齢者、障害者、外国人等にも伝わるよう、大きな文字やイラスト等を活用した分かりやすい広報が必要。
・ 制度周知だけでなく、支援者養成や支援方法に関する啓発も重要である。

〇要援護者台帳の活用について
・ 個人情報保護の観点から活用できる範囲が限られており、平時の活用が難しい。
・ 台帳だけでは本人像が見えず、具体的な支援につなげにくい。

〇地域での要援護者支援体制について
・ 地域活動の担い手は複数の役割を兼務していることが多く、人員不足が深刻である。支援者を増やしていくための取組も必要。

・　平時から顔の見える関係づくりが重要である。
・　地域特性や災害規模に応じ、それぞれの地域ごとに支援体制や支援方法を検討することが必要である。
・　災害時は要援護者以外にも支援が必要な住民が発生することも想定される。

〇要援護者台帳提供方法の見直しについて
・　行政と地域が同じ要援護者情報を共有する方向性については有効である。
・　台帳は定期的に更新される仕組みが望ましい。
・　台帳の記載項目については、詳細な等級までは不要であり、要介護や障害等の該当有無が分かる程度の簡潔な表記で十分であるが、障害種別等によって必要な支援内容が異なるため、手帳種別については明記すべき。

（議題別の意見）

〇議題　(1)昨年度からの経緯と今年度の検討事項について　（資料2）

→事務局より説明後、委員からの質疑等はなし

〇議題　(2)避難行動要支援者名簿への追加登録の仕組み　（資料3）

→事務局より説明後、委員より質疑・意見聴取

【主な意見】

〇対象者について
・　避難行動要支援者名簿の実効性確保のためには追加登録制度は重要であり、対象者は幅広く捉えるべきだが、支援の優先順位付けを検討する必要がある。
・　地域が対応可能な範囲を超えないよう、対象者は一定の整理をする必要がある。
・　要介護1・2であっても、認知機能の低下により適切な避難行動が困難な独居高齢者には配慮が必要。
・　療育手帳B判定であっても、環境変化によりパニックになる方がおり、支援の必要性がある。
・　精神障害者についても、手帳等級だけでは判断できず、症状に波がある方や対人関係が苦手で支援につながりにくい方への配慮が必要。
・　その他、難病患者、妊産婦、乳幼児等も検討対象とするべき。
・　高齢者と障害者が同居する世帯や、日中に介護者が不在となる世帯についても配慮が必要。
・　「その他特別な配慮及び援護を要する者」については、病状により障害者手帳の取得までに時間を要する場合や、治療等により手帳等級が変動する場合があることに留意すべき。
・　地域では個別に支援の要否を判断することは難しいため、行政側で一定の整理を行ってほしい。

〇申請方法、申請項目について
・　電子申請のみでは高齢者や障害者には利用しづらい。
・　申請者に対しては登録結果を通知する必要がある。
・　紙による申請に不備があった場合は、市が電話等で内容を確認し補完する方法が適当ではないか。
・　申請理由については自由記載だけでなく、チェック方式の方が簡便でわかりやすい。併記が望ましい。

・　追加登録が必要とされる事由について、「医療的配慮が必要」という項目は範囲が広いため、在宅酸素や医療機器利用など、より具体的な内容が分かるような項目のほか、認知症等による判断力低下に伴い適切な避難行動が取れない場合に関する項目も必要。

〇代理申請について
・　本人が意思表示できず代理申請が必要となるようなケースについては、既に条例第7条の要件に該当し、名簿対象となっている可能性が高い。
・　安易な申請増加を防ぐため、代理申請の範囲は明確化した方がよい。
・　申請内容も詳細であるため、対象を広げすぎず、家族又は成年後見人程度に限定した方が実効性が担保できるのではないか。
・　家族だけでなく、相談支援専門員等の日常的な支援者の意見も重要であり、日頃から本人の状況を把握している民生委員やケアマネジャーの関与も検討すべきではないか。
・　家族が遠方に住んでいる場合、本人の状況を十分把握しないまま申請する可能性も考えられる。

〇地域における災害時の支援について
・　地域団体は、要援護者支援だけでなく、避難所の鍵の管理や開設支援など様々な役割を担っており、災害時に平常時と同様の対応ができるとは限らない。
・　地域活動の担い手は複数の役割を兼務していることが多く、人員不足が深刻である。支援者を増やしていくための取組も考えなければならない。
・　災害時には要援護者だけでなく、普段は元気な住民であっても負傷等により支援が必要となる場合があり、地域としては幅広く安否確認を行う必要がある。
・　災害時の対応は地域特性や災害規模によって大きく異なり、一律の仕組みだけでは対応が難しい。
・　地域内の比較的小さなエリアごとに、何ができるか検討することが現実的。
・　要援護者名簿だけに依存するのではなく、地域独自の地図や見守り情報を活用しながら、迅速な安否確認につなげることが重要である。

〇周知・広報について
・　日頃から信頼関係のある支援者からの説明の方が本人に受け入れられやすい。
・　周知方法としては、口コミや声掛けが効果的であり、掲示板の活用も有効。
・　障害福祉サービス事業所、ヘルパー事業所、通所施設等の支援者に制度を周知し、その支援者を通じて本人へ情報提供することが効果的。
・　要介護認定結果通知や負担割合証など、本人やケアマネジャーが必ず確認する書類に案内を同封することで、制度周知につながると考えられる。
・　ホームページ等を閲覧しない方にも情報を届けるためには、既存の通知文書等を活用した周知が有効。
・　高齢者や障害者には文書による周知だけでは情報が伝わりにくい場合があるため、声掛け等による周知に加え、大きな文字やイラストを活用した分かりやすい広報が必要。
・　文章量を減らし、ポイントを絞った分かりやすい内容にするとともに、必須項目を明確に示すことが重要。
・　外国人向けの広報についても検討が必要。
・　名簿登録によって支援が保証されるものではないことを明確にすべき。
・　地域住民に対し、要援護者への支援方法や介助方法を学ぶ機会を設けることが必要である。制度の周知だけでなく、具体的な支援の仕方についても啓発を進めるべき。

○議題 （3）地域への要援護者台帳提供に係る運用の見直し （資料4）

→事務局より説明後、委員より意見聴取

【主な意見】

○要援護者台帳の活用について

・ 要援護者台帳には個人情報が含まれるため、支援団体内でも閲覧できる者が限られており、平時の声掛けや訓練参加の働き掛けなど具体的な活用が難しい。
・ 要援護者台帳の個人情報を管理することへの負担や責任に対する不安がある。
・ 台帳は保有していても、名簿だけでは記載されている方の状況が把握できず、顔の見えない関係のままでは支援が難しい。
・ 特に障害者については地域との接点が少なく、「どのように声を掛ければよいか」「どのような支援が必要か分からない」といった課題がある。
・ 他都市では、要援護者台帳を基に声掛けリストや支援ファイルを作成し、町内会役員や民生委員が対象者へ平時から訪問や説明を行っている事例がある。
・ 熊本地震や能登半島地震では、要援護者台帳を活用し、在宅避難者の安否確認や避難所への避難状況確認が行われている。

○地域での支援体制について

・ 迅速に支援を行うには、地域ごとに「誰が、誰を、どのように支援するか」を整理しておく必要がある。
・ 災害時に円滑な支援を行うためには、平時から顔の見える関係づくりや障害特性に関する啓発を継続的に実施していくことが重要。
・ 災害時に要援護者を避難所へ避難させることを想定しているが、阪神・淡路大震災の経験から、避難所が満員となり受入れできなくなる可能性が懸念される。
・ 要援護者台帳の提供を受けていないが、独自で要援護者支援に取り組んでいる地域もある。
・ 地域によっては支援方法が確立されていないことも考えられるため、行政による支援も含め、地域の取組状況を把握しながら制度設計を進めるべき。
・ 要援護者支援のあり方を検討するに当たり、地域の実態や取組状況についても併せて把握し、議論に反映していく必要がある。

○見直し案について

・ 行政と地域が同じ要援護者情報を共有することについては有効である。
・ 台帳更新については、対象者が変化するため、毎年更新される仕組みが望ましい。
・ 台帳の記載項目については、詳細な等級までは不要であり、要介護や障害等の該当の有無が分かる程度の簡潔な表記で十分。
・ 障害種別等によって必要な支援内容が異なるため、手帳種別については明記すべき。